

入札公告

森林整備業務の委託契約に係る条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第246条第1項の規定により公告する。

令和6年8月5日

福島県南農林事務所長 會田 充茂

1 入札に付する事項

- (1) 業務番号 24-36230-0033
- (2) 業務名 保育0601業務 西白河地区
- (3) 業務区分 保育業務、間伐業務
- (4) 施行箇所 白河市表郷金山字鍋沢地内
- (5) 業務概要 本数調整伐 A=0.80ha、枝落し A=0.80ha
- (6) 完成期限 令和6年11月29日限り

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札説明書に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 森林整備業務競争入札参加有資格者名簿(令和6・7年度分)の保育業務及び間伐業務のいずれの業務区分にも登録されている者であること。
- (2) 福島県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

3 入札参加手続等

- (1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。
- (2) 設計図書、契約の条項、入札説明書等の閲覧期間及び閲覧場所
 - ア 閲覧期間 令和6年8月5日(月)～令和6年8月22日(木)
 - イ 閲覧場所 白河市昭和町269番地
福島県白河合同庁舎2階 閲覧室

(3) 設計図書等に対する質問及び回答

ア 受付期間 令和6年8月5日(月)～令和6年8月8日(木)

イ 受付方法 入札説明書による

ウ 受付場所 白河市昭和町269番地

福島県県南農林事務所 総務部総務課

電話番号 0248-23-1574

ファクシミリ 0248-23-1590

電子メール kennan.nourin@pref.fukushima.lg.jp

エ 回答予定日 令和6年8月19日(月)

オ 回答書閲覧方法 (2)の閲覧場所及び福島県県南農林事務所ホームページに掲載する。

※ 入札書等の提出前に、必ずホームページにて、質問回答の有無を確認すること。

4 入札方法等

(1) 入札書の提出について

入札説明書による。

(2) 入札日時等

ア 入札日時 令和6年8月23日(金)午前10時00分から

イ 入札場所 白河市昭和町269番地

福島県白河合同庁舎 大会議室

(3) 開札は、入札終了時に入札会場にて行うものとする。

(4) 入札結果の公表及び方法について

入札説明書による。

5 入札参加資格要件の審査に関する事項

開札後速やかに入札書の記載事項を確認し、落札候補者を決定する。

なお、落札候補者の入札参加資格要件の審査、落札者の決定及び入札参加不適格の通知については、入札説明書による。

6 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び福島県森林整備業務条件付一般競争入札心得において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

- (1) その他詳細は、入札説明書による。また、不明な点は次に示すところに照会すること。

問い合わせ先

福島県県南農林事務所 総務部総務課

電話番号 0248-23-1574

ファクシミリ 0248-23-1590

電子メール kennan.nourin@pref.fukushima.lg.jp

- (2) この工事は、「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」（平成26年2月12日）（農林技術課HP：<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36005c/sekisannhouhoutounosikou.html>参照）を適用し積算している工事である。

- (3) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象間接費」という。）について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、森林整備保全事業設計積算要領及び「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行要領」（農林技術課HP：<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36005c/sekisannhouhounosikouyouryou.html>参照）に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の試行工事」である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用